調査に関する事前評価済（未実施）

令和４年度　公共事業事前評価調書（簡易型）

１．事業説明シート

（区分）　国補　・　県単

事業名	道路事業［国道橋りょう修繕費（国補）］	事業箇所	南都留郡富士河口湖町河口	地区名	国道137号（河口工区）	事業主体	山梨県

（１）事業の概要

①課題・背景

国道１３７号は、富士吉田市上吉田を起点とし、笛吹市石和町下平井を終点とする主要な幹線道路である。当該箇所は富士河口湖町に位置し、県内有数の観光地で景観への配慮も求められているとともに通学路に指定されている。また、第１次緊急輸送道路及び富士山噴火広域避難路に指定されており、台風や地震、富士山噴火といった災害時に、緊急輸送道路の機能確保を図る必要がある。

以上のことから景観への配慮、防災機能確保および歩行者の安全確保といった観点から電線共同溝による無電柱化を行う必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　○道路景観の向上
- 主要観光地：富士吉田・河口湖・三つ峠周辺（河口湖）
- 景観形成に取り組んでいる地域：日本風景街道

□副次目標　○歩行者等の通行空間の確保
- 歩行者・自転車交通量：34人台/12h (H27センサス)
  ＜ 93人台/12h(平日)以上※
- 主要駅（特急停車駅）からの距離、または駅と公益施設の連携：
  河口湖駅から2.3km＞1.0km※
- 他事業との連携：有

※評価基準値

□副次効果　○良好な景観の創出（電柱・電線の撤去）
○文化・歴史的資源等の保存・復元（電柱・電線の撤去）
○他事業との一体施工（面的に電線共同溝整備）

（２）整備内容

①整備内容　電線共同溝　L=1,000m　（両側L=2,000m）

②着手年度　令和４年度　　**③完成見込年度**　令和１３年度

④総事業費　約800百万円（国費440百万円(5.5/10)県費360百万円(4.5/10)）

⑤年度別の整備内容

		（事業費）
令和４年度	測量・詳細設計	20 百万円
令和５～１１年度	電線共同溝整備	700 百万円
令和１１～１３年度	連系・引き込み	80 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

（主）河口湖精進線（大石）　歩道設置・電線共同溝 H21～H28 事業費 6億円
道路改良・電線共同溝 H28～R4 事業費 8億円
国道137号（浅川工区）　歩道設置・電線共同溝 R1～R9 事業費 7億円
国道139号～河口湖大橋　電線共同溝　H19～H25　事業費　8.6億円
その他事業　H5単独地中化　国道137号（電線管理者施工）

（３）事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・地域の重要な生活道路であるとともに、富士吉田市と笛吹市を結ぶ主要幹線道路であり、第一次緊急輸送道路にも指定されていることからも社会的受益は大きく極めて公共性が高い。		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第５条により、道路管理者が電線共同溝を建設することとなっている。また、当路線は県管理国道であり県が行うべき事業である。		
③経済妥当性	○	
・電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定がないため不算出。		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・第７期無電柱化推進計画に位置付けられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である。		
⑤整備手法の有効性	○	
・新たな用地買収を伴わず、また、低コストな電線共同溝方式を採用することで事業費が最も経済的な計画としている。		
⑥環境負荷等への配慮	○	
・電線類地中化による環境への負荷はない。		
⑦事業計画の熟度	○	
・第７期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。		

総　合　評　価　［貢献度ランク：a］

（４）事業位置図等

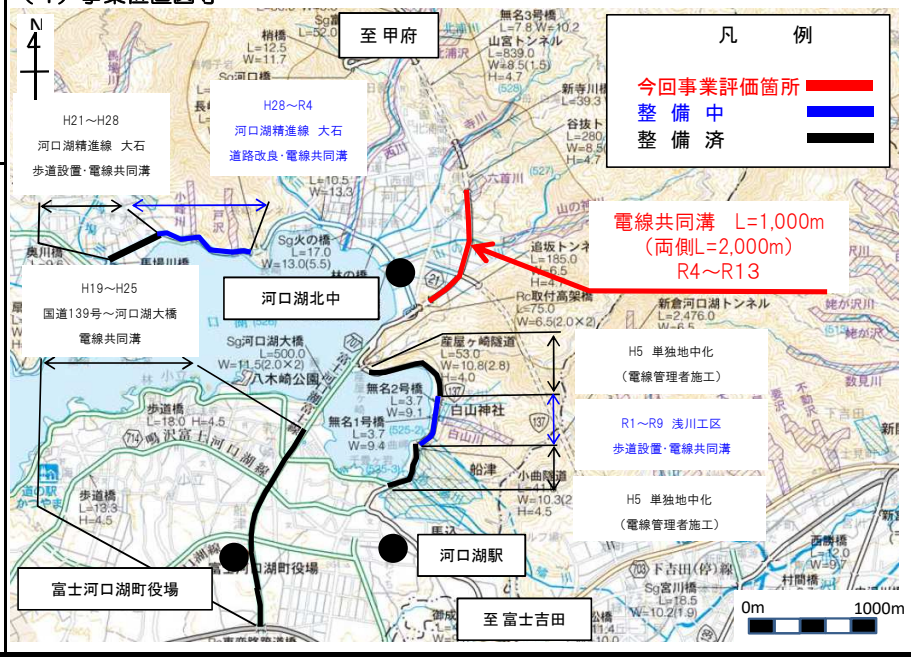

2.添付資料シート

【平面図】

【写真①】

富士山の眺望を阻害する電柱や電線類

【写真②】

災害時に倒壊する恐れのある電柱や電線類
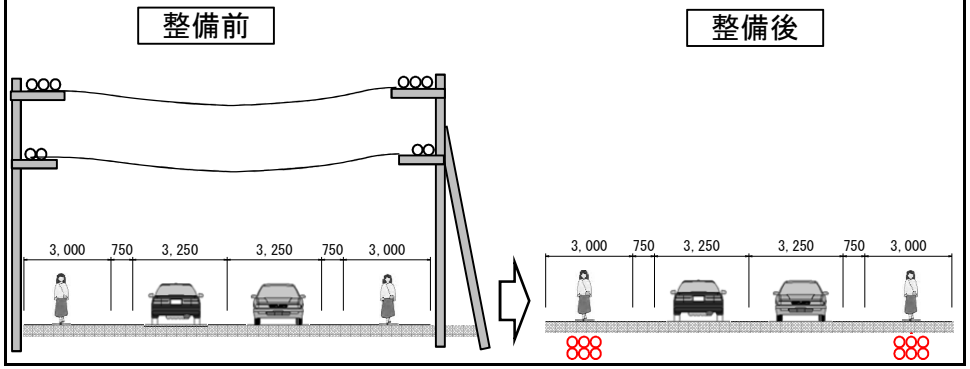
【標準横断図】